美容医療に関する特約条項

(医師特別約款用)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) この保険契約において、当会社は、医師特別約款(以下「特別約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の損害のうち、美容を唯一の目的とする医療行為によっ て被る損害に対してのみ、保険金を支払います。ただし、日本美容医療リスクマネジメ ント協会の審査会によって、法律上の賠償責任を負担すべきと認められた場合に限りま す。
- (2) 特別約款第3条(保険金を支払わない場合)③の規定は適用しません。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかに関わらず、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)ならびに特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(③を除きます。)に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 米国 FDA (食品医薬品局) または厚生労働省の許可を受けていない薬剤、器械、手技・ 手法に拠る医療行為に起因する賠償責任
- ② 減量剤を使用したことに起因する賠償責任
- ③ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が再治療(業務の遂行に起因して発生した身体の障害に対して行う医療行為または事故の原因となった医療行為の再履行をいいます。)を行う際に発生する費用等に起因する賠償責任

第3条(他の約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。